

「除細動器 2式」について次のとおり一般競争入札に付するので、公告する。

令和7年5月8日

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 理事長 住友 正幸

一 入札に付する事項

- 1 物品の件名及び数量
除細動器 2式
- 2 物品の特質等
仕様書等による。
- 3 納入期限
令和8年3月31日（火曜日）
- 4 物品の納入場所
地方独立行政法人徳島県鳴門病院

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 次の条件を全て満たす者であること。
 - (1) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者又は地方独立行政法人徳島県鳴門病院会計規程実施規程（契約関係）（以下「会計規程実施規程」という。）第7条第2項の規定により新たに資格審査を受けて参加が認められた者であること。
 - (2) 会計規程実施規程第8条の規程に該当しない者であること。
 - (3) 入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類（以下「応札仕様書」という。）等を法人の指定する様式により、五の2に示す提出期限までに提出し、審査の結果「適合」と認められた者であること。
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

三 入札説明書等に関する事項

- 1 交付場所
郵便番号 772-8503
所在地 徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番
所属名 地方独立行政法人徳島県鳴門病院 管財課
電話番号 088-683-0011
ファクシミリ番号 088-683-1861
電子メールアドレス kanzai-1@naruto-hsp.jp
- 2 交付期間
令和7年5月8日（木曜日）から令和7年5月22日（木曜日）までの土日及び国民

の祝日を除く午前9時から午後4時まで

四 問合わせ等について

1 問合わせ先

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番
地方独立行政法人徳島県鳴門病院 管財課
電話番号 088-683-0011
ファクシミリ番号 088-683-1861
電子メールアドレス kanzai-1@naruto-hsp.jp

2 問合わせの方法及び受付期間

問合わせについては、ファクシミリ又は電子メールによるものとする。
なお、期間については令和7年5月8日（木曜日）から令和7年5月13日（火曜日）
までとする。これ以降の問合わせについては回答できない場合がある。

五 応札仕様書等について

1 本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書を法人の指定する様式により作成し、 期限までに、様式に記入した規格の根拠となる書類等（パンフレット等）とともに、提 出しなければならない。

応札仕様書等の内容を審査した結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕
様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、法人から応札仕様書
等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、徳島県の入札参加資格者名簿に登録されていることを証明する書類を提出し
なければならない。

2 応札仕様書等の提出期限、提出場所及び方法

(1) 提出期限

令和7年5月22日（木曜日） 午後4時

(2) 提出場所

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番
地方独立行政法人徳島県鳴門病院 管財課

(3) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、提出期限までに必着のこ
と。）

六 入札手続等について

1 入札及び開札執行の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 日時

令和7年5月29日（木曜日） 午前10時

(2) 場所

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番
地方独立行政法人徳島県鳴門病院 3階 会議室

(3) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、提出期限までに必着のこ
と。）

2 郵送による場合の入札書の提出期限、宛先及び郵送方法

(1) 提出期限

令和7年5月28日（水曜日） 午後5時

(2) 宛先

郵便番号 772-8503

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 管財課

(3) 郵送方法

二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封した上で、当該中封筒の表面には直接持参する場合と同様に入札者名を明記し、外封筒の表面には「除細動器2式の入札書在中」の旨を朱書しなければならない。

3 入札の方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金及び契約保証金

免除

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって封書の表面に「除細動器2式の入札書在中」の旨の朱書がないため、入札書であることが確認できなかった入札

(3) 記名押印のない入札

(4) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

<例>

ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの

イ 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの

ウ 「入札物件」で物品の名称及び数量（数量については、特に指定した場合を除く。）の記載のないもの又は記載を誤ったもの

エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの

オ 印鑑の使用を誤ったもの

(5) 同一事項に対してした2通以上の入札

(6) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(7) 委任状を持参しない代理人がした入札

(8) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

7 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この中止による損害は、入札者の負担とする。

8 落札の無効

落札者は、原則として落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に法人が指定する契約書により契約を締結しなければ、その者の落札は効力を失うものとする。

9 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五の応札仕様書等の審査によって適切と認められた入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。

1 0 契約書作成の要否

要。

1 1 その他

詳細は、入札説明書等による。